

沖縄県におけるCSF発生に係る 緊急防疫対策会議

日時：令和2年（2020年）1月9日（木）
11：00～12：00

場所：熊本県庁本館8階農林水産政策課分室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 内 容

- （1）CSFの発生概要について
- （2）沖縄県の防疫対応状況について
- （3）本県の対応等について
- （4）その他

4 閉 会

本県の対応等について

1 本県の対応について

(1) 平時からの対応

ア 立入検査

毎年、県内全ての養豚農場（224農場）に立入検査を実施し、異状がないことを確認するとともに、飼養衛生管理基準の遵守について指導。また、豚及び飼料等の流通状況について聞き取りを実施。

イ 豚コレラ清浄性確認検査

国が示す指針に基づき、毎年抗体検査を実施。

平成28年度：57戸545頭

平成29年度：61戸556頭

平成30年度：62戸636頭

} 全て陰性を確認。

ウ 病性鑑定

全ての事例について、CSFの抗原及び抗体検査を実施し、陰性を確認。

令和元年10月15日以降はASFの抗体検査を実施し、陰性を確認。

エ 県内全養豚農場に対する情報提供及び注意喚起

オ 防災メールや広報紙等を利用した家畜伝染病発生情報の迅速な発信

カ 県内のゴルフ場、旅館業者及び空港への靴底消毒協力の依頼

(2) 平成30年9月の岐阜県における発生後の対応

ア 緊急防疫対策会議の開催（平成30年9月、平成31年2月）

イ 県内全養豚農場に対する発生情報提供及び注意喚起（飼養衛生管理基準遵守の再徹底）

ウ 食品循環資源を原材料とする飼料利用の農場について、改めて加熱処理の徹底を指導

エ 県外からの豚及び飼料等の流通状況について再調査

オ 岐阜県、愛知県及び三重県の発生農場の防疫措置に計8回12名の獣医師職員を派遣

カ 飼養衛生管理基準点検シールの活用状況確認

国が作成した飼養衛生管理基準点検シールを県内全養豚農場に配布。点検シールを活用し、毎日、飼養衛生管理基準の点検を実施していることを確認。

(3) 沖縄県での発生を受けた今後の対応

ア 緊急防疫対策会議の開催

イ 県内全養豚農場に対する発生情報提供及び注意喚起（飼養衛生管理基準遵守の再徹底）

ウ 県外からの豚及び飼料等の流通状況について再調査

エ 県内のゴルフ場、旅館業者及び空港への靴底消毒協力の依頼

2 発生時の防疫措置

「CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく防疫措置を実施

- ・原則24時間以内の殺処分（発生農場飼養豚全頭）
- ・原則72時間以内の初動防疫完了（死体及び汚染物品の焼埋却処理、消毒等）
- ・移動制限区域（半径3km）及び搬出制限区域（半径3～10km）の設定
- ・消毒ポイントの設置
- ・発生状況検査及び清浄性確認検査の実施
- ・搬出制限区域の解除（防疫措置完了後18日後）
- ・移動制限区域の解除（防疫措置完了後28日後）、終息

4 その他

(1) CSFは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローン等を使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

問合せ先

沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部

担 当 農林水産部畜産課

連絡先 098-866-2269

CSFとは

1. 原因

豚コレラウイルス（フラビウイルス科ペスチウイルス属）の感染による。

2. 疫学

豚及びイノシシが感受性動物で、季節や性別に関係なくすべての発育段階において発症する。感染は罹患動物との直接接触の他、鼻汁や排泄物の飛沫・付着物との間接接触により起こる。侵入すると瞬く間に畜舎内に拡がる。

3. 臨床症状

典型的な臨床症状はなく、発熱、食欲不振、うずくまりといった一般的な症状で始まる。その他、結膜炎、リンパ節腫脹、呼吸障害、便秘・下痢、神経症状等が現れる。最終的には起立困難となり、急性経過の場合には1日以内に死亡する。慢性経過の場合にはこうした症状を繰り返し半数が1か月以内に死亡するとされる。

4. 病理学的変化

臨床症状を呈して経過が長い場合には臓器の充出血が目立つ。特に膀胱粘膜の点状出血、リンパ節の髄様出血、腎皮質の点状出血がみられる。

5. 国内での発生状況

平成30年9月9日、国内で26年ぶりに岐阜県で発生。平成31年2月6日に8例目が愛知県で発生し、両県で31例目まで拡大。その後、令和元年7月下旬以降、これまで発生がなかった隣接する三重県及び福井県、9月には関東地域の埼玉県に広がり、令和2年1月には沖縄県で発生が確認された。

治療法はなく、発生時は「CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、殺処分を中心とした防疫措置をとることとしている。

6. その他

CSFは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。

豚肉の摂取により、CSFが人に感染することは世界的に報告されていません。



豚コレラウイルスに感染した豚の症状（農林水産省 HP より）

CSFのOIEステータス認定状況

□ = CSF清浄国 (36カ国)

(アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、オランダ、英国、米国、ラトビア、ウルグアイ)



□ = CSF清浄地域を含む国 (3カ国)

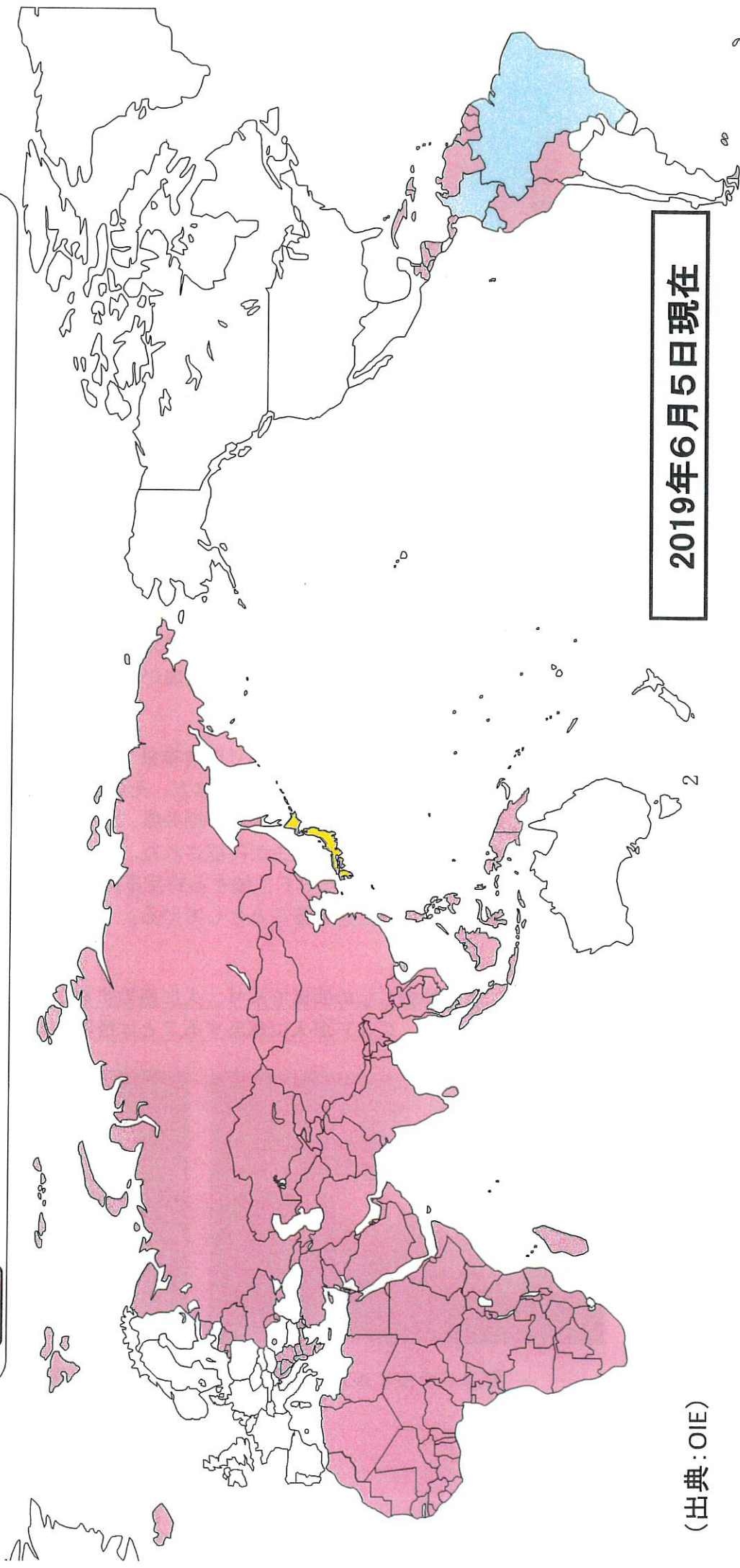
(ブラジル、コロンビア、エクアドル(清浄地域: ガラパゴス諸島))



□ = 清浄国ステータス一時停止中 (1カ国) (日本)



□ = CSF非清浄国



2019年6月5日現在

(出典: OIE)

CSF 予防的ワクチン接種状況について

令和元年 10 月 15 日、埼玉県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、(計 9 県) が CSF ワクチン接種推奨地域に指定され、10 月 25 日から順次接種を開始。その後 12 月 20 日までに、野生いのししにおける CSF の感染状況と環境要因を踏まえ、群馬県、静岡県、山梨県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、奈良県 (11 都府県) が追加された。

現在のワクチン接種推奨地域は、以下の 1 都 1 府 18 県。

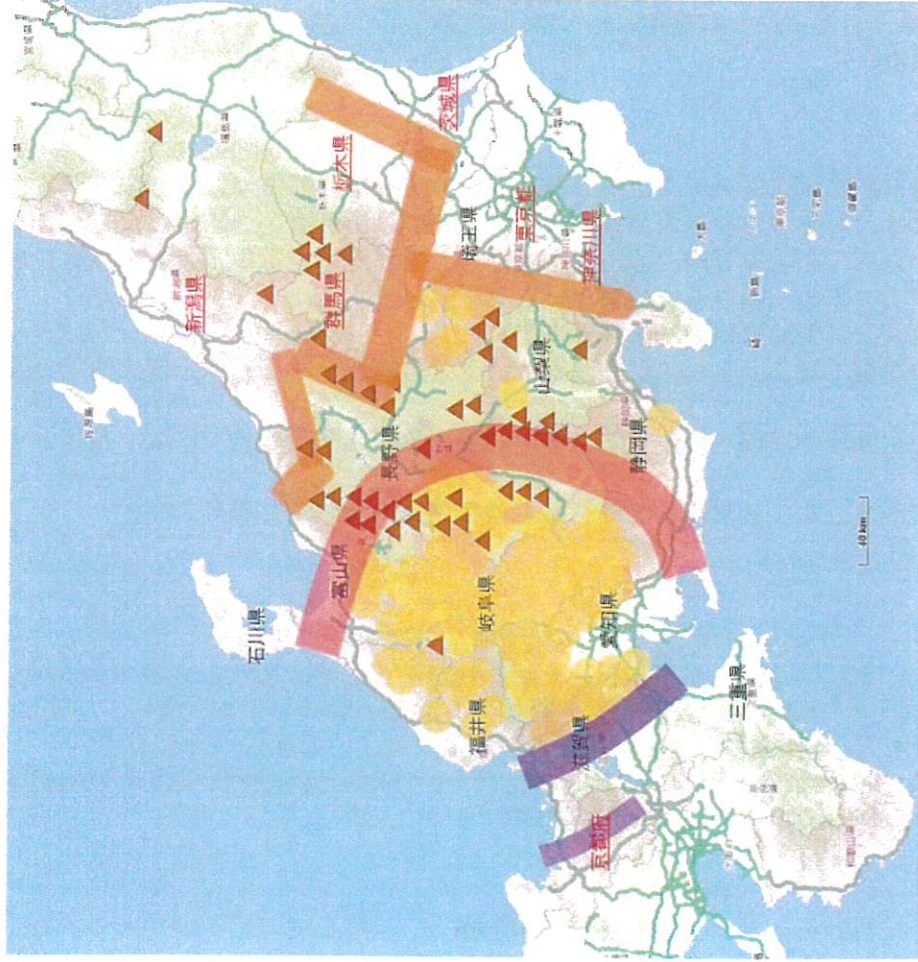
令和元年 12 月 20 日現在

県名	戸数	頭数	発生状況		ワクチン接種	
			飼養豚	野生いのしし	完了日	完了予定日
茨城県	318	466,400				4 月
栃木県	105	406,000				4 月
群馬県	212	629,600		○		2 月
埼玉県	93	94,900	○	○		1 月
千葉県	284	603,800				4 月
東京都	11	2,720				1 月
神奈川県	50	69,700				1 月
新潟県	111	180,600				3 月
富山県	21	31,200		○	11 月 1 日	
石川県	16	21,300		○	11 月 3 日	
福井県	7	2,440	○	○	10 月 26 日	
山梨県	19	15,800	○	○	11 月 30 日	
長野県	69	64,600	○	○	11 月 3 日	
岐阜県	32	99,800	○	○	10 月 26 日	
静岡県	96	109,100		○	11 月 18 日	
愛知県	197	352,700	○	○	11 月 23 日	
三重県	50	111,000	○	○	11 月 3 日	
滋賀県	7	3,980		○	11 月 8 日	
京都府	12	9,880				1 月
奈良県	11	6,590				1 月

計 1,721 3,282,110

* 戸数、頭数は平成 31 年国畜産統計による

野生イノシシ向け経口ワクチンベルト構想の進捗について



- : ワクチンベルトのイメージ(冬期散布)
- : 既存のワクチンベルトのイメージ
- : 野生イノシシ陽性エリア
- : 捕獲重点エリア
- : 山(2,000m以上)

○ 9月以降、日本全国へのウイルス拡散を防ぐためのワクチンベルト構想に基づき、散布を実施(本年3月以降、計20万個以上の経口ワクチンを散布)

○ 更に、12月以降の冬期散布においては、計17県で、約20万個のワクチンを散布予定。ベルト内でも、ウイルス濃度低減のための散布を継続。

東ベルト: 新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、静岡県、愛知県
 西ベルト: 福井県、滋賀県、三重県、京都府
 ベルト内: 岐阜県 ※下線は、新規のベルト対象県。
 この他、埼玉県、山梨県で、局地的散布。

○ 抗体付与には一定の時間を要することを踏まえ、専門家による効果検証を経つつ、ベルト構想を改善しながら、散布を実施。

沖縄県におけるCSFの患畜の確認(国内52例目)について

本日、沖縄県うるま市の農場においてCSFの患畜が確認されました。
本病の防疫措置等について万全を期します。
現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 発生農場の概要

所在地：沖縄県うるま市
飼養状況：393頭

2. 経緯

(1) 沖縄県は、1月6日(月曜日)、農場から、飼養豚が死亡しているとの報告を受け、家畜防疫員による立入検査を実施しました。

(2) 家畜保健衛生所での検査によりCSFの疑いが生じたため、材料を農研機構動物衛生研究部門(注)に送付し、遺伝子解析を実施したところ、1月8日(水曜日)、CSFの患畜であることが判明しました。

(注) 我が国唯一の動物衛生に関する専門研究機関

(3) このため、当該農場の飼養豚について防疫措置を講じるとともに、当該農場と飼養管理者が同一である農場(同県うるま市)の飼養豚もCSFの疑似患畜とし、防疫措置を講じます(防疫措置対象：825頭(1戸2農場))。

3. 今後の対応

「CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置します。
- (3) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- (4) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (5) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- (6) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。
- (7) 感染経路等の究明及びまん延防止のため、あらゆる可能性を想定し調査します。

4. その他

- (1) CSFは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：山野、下平

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-5512-2293

沖縄県におけるCSFの疑似患畜の確認(国内53例目)について

本日、国内52例目となるCSF発生農場に隣接する沖縄県うるま市の農場においてCSFの疑似患畜が確認されました。
本病の防疫措置等について万全を期します。
現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 発生農場の概要

所在地：沖縄県うるま市
飼養状況：921頭

2. 経緯

- (1) 沖縄県は、1月7日（火曜日）、国内52例目となるCSF発生農場に隣接する農場において、家畜防疫員による立入検査を実施しました。
- (2) 本日（1月8日（水曜日））、家畜保健衛生所により精密検査を実施したところ、CSFの疑似患畜であることが判明しました。

3. 今後の対応

- 「CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。
- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
 - (2) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置します。
 - (3) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
 - (4) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
 - (5) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
 - (6) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。
 - (7) 感染経路等の究明及びまん延防止のため、あらゆる可能性を想定し調査します。

4. その他

- (1) CSFは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：山野、下平

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-5512-2293

令和2年1月8日
沖 縄 県
[農林水産省同時]

本県におけるCSF（豚コレラ）の患畜の確認及び「沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部会議」の開催について

本日、うるま市の養豚農場において、家畜伝染病であるCSF（豚コレラ）の患畜が確認されました。これを受け、県では、本日9時から、「沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部会議」を開催します。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎んでいただきますよう御協力をお願いいたします。

「沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部会議」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

1 農場の概要

所在地：うるま市

飼養頭数：393頭 ※農家への聞き取り頭数（1月6日現在）

2 経緯

(1) 1月6日（月曜日）、うるま市の養豚農場から県中央家畜保健衛生所へ飼養豚が死亡しているとの報告を受け、家畜防疫員による立入検査を実施しました。

(2) 同日、県中央家畜保健衛生所及び家畜衛生試験場での検査によりCSFの疑いが生じたため、材料を農研機構動物衛生研究部門に送付し、遺伝子解析を実施したところ、本日（1月8日）、CSFの患畜であることが判明しました。

(3) このため、当該農場の飼養豚について防疫処置を講じるとともに、当該農場と飼養者が同一である農場（うるま市）の飼養豚もCSFの疑似患畜とし、防疫措置を講じます（防疫措置対象：825頭（1戸2農場））。

3 今後の対応

「CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。

(1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。

(2) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイ

ントを設置します。

- (3) 感染経路等の究明のため、疫学調査を実施します。
- (4) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (5) 国及び関係機関と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。

4 対策本部の開催

下記のとおり、「沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱」に基づき、沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部会議を開催します。

- (1) 開催日時 2020年1月8日(水曜日) 午前9時から
- (2) 場 所 沖縄県庁 6階 特別会議室
- (3) 出席者 知事、副知事、関係部局長など

5 その他

- (1) CSFは、豚・いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染した豚肉等が市場に出回ることはありません。
- (2) 当該農場は、CSFの疑いが生じた時点から飼養豚の移動を自粛しています。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

問合せ先

沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部
担 当 農林水産部畜産課
連 絡 先 098-866-2269

令和2年1月8日
沖 縄 県
[農林水産省同時]

本県におけるCSF（豚コレラ）の疑似患畜の確認について

本日、うるま市の養豚農場において、県内2例目となるCSF（豚コレラ）の疑似患畜が確認されました。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎んでいただきますよう御協力をお願いいたします。

1 農場の概要

所在地：うるま市

飼養頭数：988頭 ※農家への聞き取り頭数（1月7日現在）

2 経緯

(1) 1月7日（火曜日）、県内1例目のCSF発生農場同一敷地内の隣接農場において、家畜防疫員による立入検査を実施しました。

(2) 本日（1月8日（水曜日））、県中央家畜保健衛生所及び家畜衛生試験場により精密検査を実施したところ、CSFの疑似患畜であることが判明しました。

3 今後の対応

「CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。

(1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置をかつ的確に実施します。

(2) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置します。

(3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。

(4) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への性格な情報の提供に努めます。

(5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。

(6) 感染経路等の究明及びまん延防止のため、あらゆる可能性を想定し調査します。